

**【表紙】**

【提出書類】	内部統制報告書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条の4の4第1項
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	2026年6月18日
【会社名】	株式会社コラボス
【英訳名】	Collabos Corporation
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 茂木 貴雄
【最高財務責任者の役職氏名】	該当事項はありません。
【本店の所在の場所】	東京都千代田区三番町8番地1
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号)

## 1【財務報告に係る内部統制の基本的枠組みに関する事項】

代表取締役社長である茂木貴雄は、当社の財務報告に係る内部統制の整備及び運用に責任を有しており、企業会計審議会の公表した「財務報告に係る内部統制の評価及び監査の基準並びに財務報告に係る内部統制の評価及び監査に関する実施基準の改訂について（意見書）」に示されている内部統制の基本的枠組みに準拠して財務報告に係る内部統制を整備及び運用しております。

なお、内部統制は、内部統制の各基本的要素が有機的に結びつき、一体となって機能することで、その目的を合理的な範囲で達成しようとするものであります。このため、財務報告に係る内部統制により財務報告の虚偽の記載を完全には防止又は発見することができない可能性があります。

## 2【評価の範囲、基準日及び評価手続に関する事項】

財務報告に係る内部統制の評価は、当事業年度の末日である2026年3月31日を基準日として行われており、評価に当たっては、一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠しております。

本評価においては、財務報告全体に重要な影響を及ぼす内部統制（全社的な内部統制）の評価を行った上で、その結果を踏まえて、評価対象とする業務プロセスを選定しております。その選定された業務プロセスの分析に基づき、財務報告の信頼性に重要な影響を及ぼす内部統制上の要点を識別し、当該統制上の要点について当該業務プロセスの整備及び運用状況を評価することによって、内部統制の有効性に関する評価を行いました。

本評価の範囲は、財務報告の信頼性に及ぼす影響の重要性の観点から必要な範囲を合理的に決定しました。その決定においては、当該重要性は、財務報告に対する金額的及び質的影響並びにその発生可能性を考慮しており、前段で選定された業務プロセスに係る内部統制の評価範囲も同様の考慮点を踏まえ合理的に決定しました。

業務プロセスに係る内部統制の評価範囲については、当社本体以外に事業拠点がないため会社全体で単一の重要な事業拠点とし、企業の事業目的に大きく関わり多額に計上される勘定科目である売上高、売掛金及びソフトウェア開発が事業にとって重要であることからソフトウェアに至る業務プロセスを評価の対象としております。さらに、虚偽記載の発生可能性が高く、見積りや予測を伴う重要な勘定科目に係る業務プロセスやリスクが大きい取引を行っている事業又は業務に係る業務プロセスとして、税金税効果プロセス、固定資産減損プロセス、賞与引当金プロセスを、財務報告への影響を勘案して、重要性の大きい業務プロセスとして評価対象に追加しております。

## 3【評価結果に関する事項】

上記の評価手続を実施した結果、2026年3月31日現在の当社の財務報告に係る内部統制は有効であると判断しました。

## 4【付記事項】

付記すべき事項はありません。

## 5【特記事項】

特記すべき事項はありません。